

No	問	答
1	山梨県内で実質的に1年以上事業を実施していますが、補助金を用いて設備導入したい事業所は営業開始から1年未満です。この場合は補助対象になりますか。	補助対象になります。
2	省エネ設備について、例えばLED照明設備と高効率空調など、異なる設備を併せて申請することはできますか。	申請可能です。
3	事業計画書（添付様式第1-1号）の『7 事業効果』で記入する「既存設備の年間エネルギーコスト実績」及び「導入設備の年間エネルギーコスト削減見込額」の算出はどのようにしたら良いですか。	<p>事業所の実態に応じて、合理的な方法で算出してください。なお、算出にあたっては、次のことを参考にしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気等の使用量：当該設備の稼働時間や消費電力等から算出する方法など ・電気料金等の単価：請求書等を利用し、請求額と電気等使用量から単価を算出する方法など <ul style="list-style-type: none"> ①既存設備は、過去1年間の請求書に基づく単価 ②導入設備は、直近（R4年12月など）の請求書に基づく単価 ・年間エネルギーコスト＝電気等使用量×単価 <p>※設備の更新前後において稼働条件は統一して計算してください。 ※事業所全体の電気等使用量（請求書等の実績値）と比較し、事業所全体に対する割合が適切か確認してください。 ※審査のため、算出根拠資料の提出を求める場合がありますので、求めに応じられるようご準備ください。</p>
4	事前着手届を提出したい場合は、いつ出せばよいですか。	令和5年1月30日以降から、交付決定の前までに提出していただく必要があります。交付申請書と同時に提出するか、申請書を既に提出している場合は交付決定までに事前着手届を単独で提出してください。
5	交付決定後に導入する設備を変更してもよいですか。	申請があった設備について省エネ効果等の審査を行ったうえで交付決定しますので、交付決定を受けた後の変更は原則認めておりません。やむを得ない事情がある場合は、事前に変更承認申請書（様式第2号）を提出の上、再度審査を受けることとなります。審査によっては、変更を認めないこともあります。
6	導入設備の耐用年数期間（処分制限期間）はどのようにして調べることができますか。	処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいいます。電子政府の総合窓口e-Govに掲載の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）をご参照願います。 （参考） https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340M50000040015
7	郵送ではなく、事務局や県庁への持ち込み等でも受け付け可能でしょうか。	郵送以外の提出は受け付けておりません。必ず配送状況が確認できる手段（簡易書留等）で提出してください。
8	書類に不備があった場合は、どのようになりますか。	提出書類に不足があった場合は、申請内容の確認及び審査ができないため、不交付の決定をする場合がありますので、チェックリストを利用して書類に不足がないように提出してください。 また、補助対象設備の範囲、数量、金額等が不明確な場合は、相当額を減額した上で交付決定しますので、わかりやすいように関係資料に補助対象の範囲や数量等についてマーカーや注意書きの記入などをするとともに、提出前に書類間の数量等の整合性を確認してください。
9	既に契約や発注が済んでいるものは申請できますか。	補助事業に要する経費に係る契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助金の交付の対象となりません。ただし、事前着手届（様式第5号）を提出している場合は、この限りではありません。
10	配置図や平面図がない場合はどうしたらよいでしょうか。	更新（新設）する設備の設置場所、箇所数、工事範囲など、補助事業で行う対象設備や工事範囲について、見積書等との照合ができるような図面を作成してください。
11	省エネ設備の補助対象設備の要件である省エネ基準（トップランナー基準）を達成していることについて、どのように確認したら良いですか。	<p>メーカーカタログ等に「省エネ法基準達成（※）」と記載があるものや、下のようなマークがあり、基準を達成した（100%以上）であることがわかるものが該当します。</p> <p>（※）メーカーによって表現が異なる場合があります。</p> <div style="text-align: right;">  </div>
12	自社所有でない建物等に設備を設置する場合、申請できますか。	申請可能です。
13	除却（廃棄等）したことの証明として固定（償却）資産台帳の提出が必要とのことですが、会計処理の都合上、除却したことを明らかにできない場合はどうしたらよいですか。	申請者以外が作成した、除却したことがわかる書類を提出してください。 例として、設備設置業者が作成した当該設備の引受書や処分（廃棄）証明書、最終処分したことがわかるマニフェストなどが考えられます。
14	設備を新たに計上したことの証明として固定（償却）資産台帳の提出が必要とのことですが、会計処理の都合上、新たに計上したことを明らかにできない場合はどうしたらよいですか。	新たに計上したことがわかる書類として、取得財産管理台帳を作成・管理していただきますので、管理台帳を提出してください。 取得財産管理台帳の様式は、本補助金のホームページ（ https://www.pref.yamanashi.jp/hokensom/shoene_2_hukushi.html ）の補助金等申請要領等にExcel形式で掲載してあります。
15	「事業完了」とはどのような状態なのか教えてください。	必要となる許認可等を受け、導入設備等を設置・検収の上、施工業者等に対して補助対象設備導入に係る経費の全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とします。
16	実績報告書に添付する納品書は、発注・契約した工事施工業者以外の者の名称で作成・発行したもので良いですか。	契約書や請求書記載の工事施工業者とは異なる設備業者等の名称で作成・発行した納品書は、契約、納品、請求の関係性が把握できないため、受け付けできません。発注・契約した工事施工業者の名称で作成・発行した納品書を提出してください。また、発注書や契約書と同様に、納品書には納品した設備や工事内容を明記してください。
17	支払い方法に注意点はありますか。	交付申請者自らが、現金払いまたは金融機関等による振込み払いの方法で施工業者に支払いが行われる場合が対象です。
18	実績報告書類を提出した結果、補助金を受け取れない場合はありますか。	実績報告書を受理した後、書類検査及び現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと判断された場合、補助金をお支払いできない場合があります。
19	概算払いのスケジュールを教えてください。	概算払いを受けようとする日から1か月前までに、補助金概算払請求書（様式第7号）に必要な書類を添付して事務局へ提出してください。
20	申請前に設備が故障してしまった場合は補助対象になりますか。	故障した等の理由で稼働していない設備との入れ替えは補助対象となりません。
21	補助事業者が過去に購入したもの（在庫品）や中古品を補助対象として申請できますか。	補助対象外です。
22	予備の設備として導入したい場合は、申請できますか。	予備設備は申請できません。
23	更新前後の設備の能力増減は求められますか。	設備の更新前後において設備の能力は同等であることが原則ですが、設備の更新前後において設備の能力を強化、又は低減、設備数を増加、又は減少させた場合でも、最終的にエネルギー使用量が減少する場合は、申請することができます。

No	問	答
24	店舗併用住宅に省エネ設備を導入する場合は、補助対象となりますか。	店舗併用住宅に省エネ設備を設置する場合は、業務用としてのみ使用することが明確に確認できる場合は補助対象とします。
25	高所にある既存水銀灯で、型番が不明である場合や、古い設備でカタログや仕様書がない場合はどうしたらよいでしょうか。	見積もりしたメーカー等に依頼し、古い設備と同等なものの仕様がわかるカタログ等の提供をお願いします。
26	内部に照明を設置した看板について、蛍光灯からLED化するものは補助対象ですか。	内照式看板は補助対象外です。
27	デスクスタンドをLED化するものは補助対象ですか。	建物等に設置するもので、つり下げ方、じか付け方、埋込み型及び壁付け方とするものが補助対象となります。デスクスタンドは補助対象外となります。
28	家庭用のエアコンを導入する場合は補助対象となりますか。	家庭用のエアコンを、業務の用に供する目的で使用する場合は、補助対象となります。例えば、養護老人ホームの居室に、家庭用のエアコンを導入して、業務の用に供する場合は対象となります。
29	電気式空調の更新を検討していますが、現在使用している空調は冷房専用の設備であり、暖房は別にガスヒーターを使用しています。冷房だけでなく、暖房機能もある電気式空調へ更新することは可能でしょうか。	暖房は引き続きガスヒーターを使用する場合、暖房機能は既存のガスヒーターを活用することを明らかにした上で、冷房の電力消費量が減少することをお示しください。 なお、冷房専用設備とガスヒーターを処分して、冷暖房の機能を有する電気式空調への更新は、補助対象外となります。（暖房機能部分について、ガス等を使用していた設備から電気を使用する設備への更新に該当するため、補助対象外）
30	空調の更新について、仕様書やカタログを元に定格消費電力を比較すると、導入予定の設備は、既設設備よりも電気消費量が増加してしましますが、補助対象となりますか。	設備設置業者等に年間電気使用量のシミュレーションの作成を依頼し、電力消費量が減少することがわかる資料を提出してください。
31	灯油を使用するボイラを使っているが、業者に相談したところ、ガス式の方が省エネになると言われました。灯油から電気は補助対象外のようですが、灯油からガスへの変更は補助対象ですか。	補助対象となります。 灯油（L）とガス（m ³ ）のエネルギー比較ができないため、設備設置業者等にエネルギー消費量のシミュレーションの作成を依頼し、エネルギー消費量が減少することがわかる資料を提出してください。 例：熱量（GJ）に換算し、同一単位で比較する等。
32	最新機種のエアコンに更新予定ですが、2027年基準では省エネ基準達成率が100%未満です。1つ前の機種は2010年基準では100%を超えているので、最新機種はさらに省エネ効果があると思います。補助の条件である（2）省エネ基準（トップランナー基準）を達成している資料が出せませんが、補助対象になりませんか。	2027年基準で100%未満であっても、2010年基準で100%を超えている場合、補助対象となります。 2010年基準で表記されているカタログや仕様書等がないか、メーカーにも確認してください。 もしくは、省エネ型製品情報サイトにおいて、2027年基準のエアコンを、2010年換算した時の省エネ基準達成率に変換するサイトがあります。カテゴリーから「エアコン」「エアコン2027」で検索し、該当設備がないか、確認してください。 2010年基準で100%を超えていることがわかれば、（2）省エネ基準（トップランナー基準）を達成していると判断します。 省エネ型製品情報サイト（ https://seihinjyoho.go.jp/ ）
33	既存の太陽光発電設備に蓄電池を設置する場合、補助対象となりますか。	次の①、②のいずれかに該当する場合は、蓄電池の設置に係る部分だけは補助対象となります。 ①既存の太陽光発電設備が売電を行っていない場合 ②既存の太陽光発電設備が売電を行っているが、売電契約を解除し、自家消費型太陽光発電設備に切り替える場合
34	既存の太陽光発電設備の更新は、どの設備まで対象となりますか。	パネルの更新が補助対象となりますので、パワーコンディショナー等の部品のみ更新は認められません。ただし、パネルの更新と一体でパワーコンディショナー等の他の部品を併せて更新する場合は、対象となります。
35	太陽光発電設備を設置するために整地が必要な場合は、どの程度まで補助対象となりますか。	補助対象の範囲は、エネルギーコスト削減に直接資する設備に直接必要なものであって、必要最小限度のものに限られます。補助対象外となる例は、草刈り、そのままでは工事ができない土地の整地に係る費用、砂利やコンクリートを敷き詰めるための費用、盛り土や土壌改良工事の費用、残土の処理費用などです。
36	屋上に太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事は補助対象になりますか。	屋上に太陽光発電設備を設置する際の防水工事に要する費用は、架台を設置するためアンカー基礎工事を行う場合、必要最小限度の範囲（具体的には基礎の四方約50cm以内）が補助対象経費となります。なお、置き基礎架台で設置する場合は、補助対象経費となりません。
37	既存の太陽光発電の東京電力との契約が、春や秋の電力消費の比較的少ない時期に、東京電力に自動的に買い取ってもらえるような契約になっています。これに蓄電池を追加設置する場合、対象となりますか。	補助対象外となります。 東電との契約を解除して、逆潮流を防止する装置を備えること等、補助条件を満たすように変更契約等をするのであれば、補助対象になる可能性もあります。
38	ポータルブル型の蓄電池は補助対象ですか。	対象外です。
39	太陽光発電設備について、処分制限期間内において、売電することは可能ですか。	売電はできません。売電をする場合は、申請要領に規定する目的外使用に該当するため、承認申請の上、補助金の返還等の手続きが必要となる場合があります。
40	自社の敷地や屋根などのスペースを貸し、所有や管理は他社が実施する太陽光発電設備（PPA）を導入したいのですが、補助対象ですか。	申請者以外の者が所有者となる設備は補助対象となりません。補助対象事業所の敷地内に設置し、申請者自らが所有者となる太陽光発電設備及び蓄電池が補助対象となります。